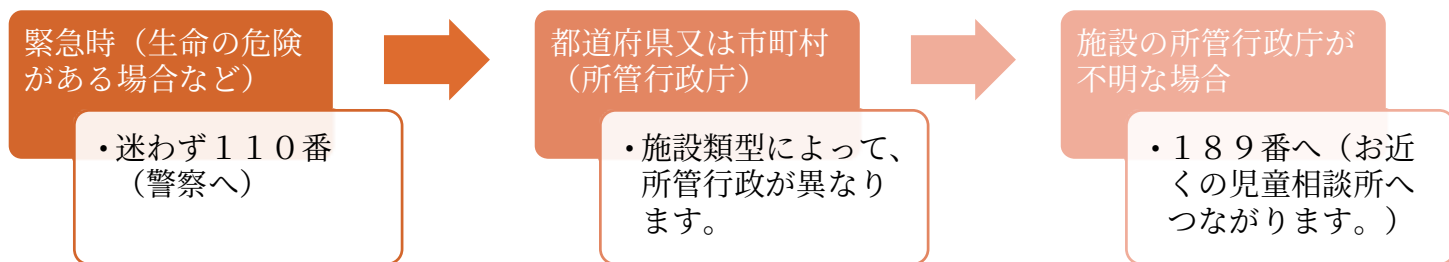


保育所等の職員による虐待の通報義務について

ご存じですか？

児童福祉法等の一部改正に伴い、**令和7年10月1日から、保育所等の職員によるこどもの虐待に関する通報が義務化**されました。

こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育園に通える（預けられる）よう認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）で職員による虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、沖縄県又は市町村の窓口（下記参照）までご連絡ください。



認可外保育施設
所管行政庁の通報窓口

○沖縄県子ども未来部子育て支援課 認可外保育施設担当

TEL：098-866-2457 FAX：098-866-2433

※那覇市、宮古島市は、県ではなく各々の市町村保育窓口へ

○施設所在市町村保育主管課窓口まで

保育所等における虐待とは？

①身体的虐待	②性的虐待	③ネグレクト	④心理的虐待
・身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 具体例： 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、戸外に締め出すなど	・わいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。 具体例： 下着のまま放置、わいせつな言葉を発するなど	・心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。 具体例： オムツを替えない、別室などに閉じ込めるなど	・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 具体例： 言葉や態度による脅し、著しい差別扱い、心を傷つけることを繰り返し言うなど

通報を受けた場合の行政庁の対応

虐待の通報がされた場合、所管行政庁は以下の事項などについて実施する必要があります。

